

5 地方財政計画の推移(平成19~23年度)

(単位 億円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総 額	410 819	411 730	376 478	344 267	355 786
地 方 税	403 728	404 703	361 860	325 096	334 037
道 府 県 分	188 524	188 403	154 218	129 226	134 952
道 府 県 民 税	62 028	63 571	59 830	51 906	53 004
個 人 人 割	49 353	50 292	49 843	44 442	45 335
法 人 人 割	11 038	10 972	7 220	5 481	6 237
利 子 割	1 637	2 307	2 767	1 983	1 432
事 業 税	58 881	60 400	32 839	18 803	23 356
個 人 人	2 408	2 135	2 143	2 010	1 886
法 人 人	56 473	58 265	30 696	16 793	21 470
地 方 消 費 税	26 275	25 155	25 464	24 887	25 691
譲 渡 割	19 466	17 663	18 493	18 732	19 523
貨 物 割	6 809	7 492	6 971	6 155	6 168
不 動 産 取 得 税	5 145	4 765	4 507	3 575	3 345
道 府 県 民 税	2 807	2 710	2 559	2 428	2 362
ゴ ル フ 場 利 用 税	562	565	565	566	533
自 動 車 取 得 税	-	-	2 533	2 286	1 920
軽 油 引 取 税	-	-	8 364	8 432	8 742
自 動 車 税	17 477	17 148	16 470	16 272	15 947
自 鈺 区 税	4	4	4	4	4
固 定 資 産 税 (特 例)	108	125	150	48	30
自 動 車 取 得 税 (目 的 税)	4 855	4 024	-	-	-
軽 油 引 取 税 (目 的 税)	10 360	9 914	913	-	-
狩 猟 税	22	22	20	19	18
市 町 村 分	215 204	216 300	207 642	195 870	199 085
市 町 村 民 税	102 996	101 890	93 211	81 713	84 258
個 人 人	74 339	73 577	73 792	66 863	67 811
法 人 人	28 657	28 313	19 419	14 850	16 447
固 定 資 産 税	86 825	88 867	89 099	89 033	89 753
土 地 地 屋 産 税	33 817	33 895	34 548	34 502	34 230
家 賃 却 資 産 産 金	35 662	36 977	36 555	37 497	38 658
交 付 金 ・ 納 付 金	16 289	17 090	17 045	16 079	15 904
	1 057	905	951	955	961
軽 自 動 車 税	1 636	1 690	1 743	1 792	1 808
市 町 村 民 税	8 618	8 321	7 859	7 454	7 252
自 動 車 取 得 税	15	18	18	25	23
特 別 土 地 保 有 税	21	15	19	23	19
入 湯 所 税	247	259	239	225	228
事 業 計 画 税	3 026	3 191	3 252	3 261	3 377
都 市 計 画 税	11 820	12 049	12 202	12 344	12 367
水 利 地 益 税 等	0	0	0	0	0
地 方 譲 与 税	7 091	7 027	14 618	19 171	21 749
地 方 揮 発 油 譲 与 税	-	-	1 764	2 777	2 778
地 方 道 路 譲 与 税	3 072	2 998	1 048	-	-
石 油 ガ ス 譲 与 税	140	140	133	123	119
自 動 車 重 量 譲 与 税	3 599	3 601	3 300	3 090	2 968
航 空 機 燃 料 譲 与 税	167	164	152	143	131
特 別 と ん 譲 与 税	113	124	125	102	112
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	-	-	8 096	12 936	15 641

(資料) 総務省「地方税に関する参考計数資料」

- (備考) 1 平成21年度税制改正により、自動車取得税と軽油引取税は目的税から普通税に改められた。
2 地方揮発油譲与税は、平成21年4月の税制改正により地方道路譲与税が用途制限を廃止して改称したものである。
3 地方法人特別譲与税は、平成20年度に創設され、平成21年度から譲与が開始されたものである。